



®

令和7年 8月28日(木)
(2025年)

No. 16454 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆中国における営業秘密の保護にかかる法律と実務(1)

☆オンライン知的財産セミナー(知的財産と経済安全保障)(11)

☆オンライン知的財産セミナー(「訴訟差止命令」(ASI、禁訴令)とは?)(12)

中国における営業秘密の保護にかかる法律と実務

ー 典型案例分析と司法判断の傾向ー

著者：江蘇瑞途法律事務所 弁護士 蔣 海軍、弁護士 陳 天翊、弁護士 張 露芊

翻訳：弁理士法人正林国際特許商標事務所 弁理士 志賀 未知子

近年、中国ではかかる営業秘密の保護の重要性が高まり、法改正および実務面での基準の整備が、著しい速度で進められている。「営業秘密」とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、且つ権利者が秘密保持措置を講じて保護している技術的又は経営的情報をいう。『中華人民共和国民法典』第123条は、これを知的財産権の保護対象として明確に規定している。¹

一方、営業秘密の保護は、中国における知的財産権保護戦略における重要な要素の一つであるにもかかわらず、判例により基準が整備されているという実情と、その変化のスピードにより、日本企業は、最新情報を得ることが難しく、適切な対応ができていない実情がある。

本稿では中国の営業秘密にかかる保護制度の基本的な情報はもちろん、判例から、営業秘密事件の最

オフィス、官公庁の中心街、霞が関にゆったりとした会議室があります。



最寄駅

虎ノ門(地下鉄 銀座線 徒歩5分)

出口5番・出口11番

霞ヶ関(地下鉄 徒歩7分) 出口 A13

溜池山王(地下鉄 徒歩8分) 出口8

会議室についての申し込み、お問い合わせ先：

03-3581-1634(代表)

E-mail : shoko-on@jade.dti.ne.jp

<https://shokokaikan.or.jp/>

一般財団法人 商工會館

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2